

平成21年千葉市教育委員会会議
第2回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成21年千葉市教育委員会会議第2回定例会会議録

日時 平成21年2月16日(月)
 午前10時00分開会
 午後11時20分閉会
 場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 津田 英彦
 委 員 奥山 福子
 委 員 岩沼 静枝
 委 員 内山 英夫
 委 員 梅谷 忠勇
 教 育 長 飯森 幸弘

出席職員	教育総務部長	武田 昇	生涯学習部参事(生涯学習振興課長事務取扱)	本庄 賢一
	生涯学習部長	河野 正行	社会体育課長	小川 重夫
	教育総務部参事(総務課長事務取扱)	青葉 正人	青少年課長	村松 好晴
	教育総務部参事(企画課長事務取扱)	山崎 正義	中央図書館長	田口 幸男
	学校財務課長	豊田 英男	総務課総括主幹	伊藤 太一
	学校施設課長	豊田 滋貴	学事課調整主幹	山本 和豊
	学事課長	吉田 進	生涯学習振興課調整主幹	海保 英利
	指導課長	小池 公夫	総務課主幹	杉江 達也
	保健体育課長	嶋田 信昭	総務課主幹	山田 輝夫
	教育センター所長	菊地 明	教職員課主幹	三野宮純一
	養護教育センター所長	宍倉 喜巳		

書記	総務課長補佐	大崎 賢一	総務課主任主事	渡邊 賢一
	総務課総務係長	藤代 真史	総務課主事	犬飼 綾
	総務課人事係長	内山 健	総務課主事	河瀬 伸也
	総務課経理係長	高橋 義浩		

- 1 開会
津田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
津田委員長より内山委員を指名
- 4 会期の決定
平成21年2月16日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第4号、第5号及び第6号を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 千葉市食育推進計画（案）について
学事課長及び保健体育課長より報告があった。
報告事項(2) 住居表示の実施に伴う規則の一部改正について
学事課長より報告があった。
報告事項(3) 平成20年度千葉市教育研究奨励賞について
指導課長より報告があった。
報告事項(4) 平成20年度千葉市教育委員会体育功労者表彰について
社会体育課長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第3号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について
学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第4号 平成20年度補正予算について
学校施設課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第5号 平成21年度当初予算について
総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第6号 千葉市学校医、学校歯科医、学校薬剤師設置条例の一部改正について
保健体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 千葉市食育推進計画(案)について

津田委員長 学事課長及び保健体育課長報告をお願いします。

学事課長 報告事項(1)「千葉市食育推進計画(案)について」報告します。

保健福祉局健康部において、千葉市食育推進計画(案)をまとめております。この計画の策定の背景ですが、近年食生活が変化し「食」の大切さへの意識が希薄となり、不規則な食事や栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加といった現象が顕在化しています。また、食品の安全性や食料の自給率の低下等の問題と、食をめぐる様々な問題解決を図る必要性が生じています。これを受けて、平成17年7月、議員立法で「食育基本法」が施行され、18年3月には、「食育推進基本計画」が策定されています。この「食育基本法」ですが、各自治体に、計画策定の努力義務として、区域の特性を生かした施策を実施する責務のもとで、食育推進運動を展開していくことを求めているものです。千葉県では平成20年11月、既に食育推進計画を策定していますが、本市においては、平成19年度にこの計画に着手しています。基本理念ですが、本市の場合、「子どもから大人まで、市民一人一人が『食』を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践することで、『こころ』と『からだ』の健康と豊かな人間性を育む」とし、目標を3つ掲げています。「『食』を大切に作る心の育成」、「『食』の理解と実践」、「『食育』の『輪』の展開」、この3つを基本目標として推進するわけですが、教育委員会では、「食」の理解と実践という中で、保育所、保育園、幼稚園、学校等における食育の推進を中心に取組んで参ります。主な数値目標については、後ほど保健体育課長より説明をいたします。なお、今後の予定ですが、平成21年3月にパブリックコメントを実施し、4月に推進計画の策定を行っていく予定です。

保健体育課長 千葉市全体で目指す食育として、大きな柱を3本立てました。まず、生活習慣病と食育、この中では特に糖尿病、メタボリックシンドローム等の増加に伴い、これらを減少させることを1番の柱としております。次に、先ほどの基本目標の「『食』の理解と実践」ともつながりますが、子どもたちへの食育を2つ目の柱立てとしてしています。子どもたちの将来を見据え、幼いころから、正しい食に関する知識や判断力を習得させることで、将来、千葉市を担う子どもたちにとって、大切な柱となってくるということで

す。3番目の柱は、活力と魅力にあふれた地域社会を実現していくというものです。具体的な食育施策の展開として、保育所、保育園、幼稚園、学校等における食育の推進、特に給食を通じた食育の充実、農業体験や食品の調理などの体験活動の推進、保護者への普及啓発・地域との連携、以上を中心として、更に細かい施策を考えていこうとするものです。主な数値目標としては、家族と一緒に食事をしている子どもの割合を、中学2年生において83パーセントとなっているところを、84パーセント以上に増加させること、朝食を欠食する市民の割合を、小学5年生では4.6パーセントとなっている現状を、2パーセント以下の数値を目指して減少させること、学校給食における市内産・県内産農産物の使用割合を、中学校において現在33パーセントのところを、35パーセント以上に増加させることが挙げられています。特に、給食における市内産・県内産農産物の使用割合については、文部科学省が掲げた目標値である3割を、既に千葉市では達成しているところではありますが、更に市内産・県内産農産物の使用割合を増加させていくために、今後も保健福祉局や農政部と連携を図りながら、千葉市の食育を充実させていきたいと考えています。

報告事項(2) 住居表示の実施に伴う規則の一部改正について

津田委員長 学事課長、報告をお願いします。

学事課長 報告事項(2)「住居表示の実施に伴う規則の一部改正について」報告します。今回の規則改正は、「蘇我町1、2丁目、蘇我1、2丁目」が、「蘇我町2丁目、蘇我1～5丁目」へと変更される住居表示の実施に伴う変更です。蘇我町2丁目の地域は海岸沿いであり、今のところ住居が建っていないため、蘇我町2丁目は住居表示の実施後も残ります。この住居表示の実施に伴い、「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則」の別表第1「千葉市立蘇我中学校」の部、「千葉市立蘇我小学校」の項及び別表第3中「蘇我町1、2丁目、蘇我1、2丁目」を「蘇我町2丁目、蘇我1～5丁目」に改正するものです。なお、この改正に伴う通学区域の変更等はありません。

報告事項(3) 平成20年度千葉市教育研究奨励賞について

津田委員長 指導課長、報告をお願いします。

指導課長 報告事項(3)「平成20年度千葉市教育研究奨励賞について」報告します。本市では、教職員の資質・能力の向上を目指して様々な施策を展開していますが、千葉市教育研究奨励賞は、このひと

つとして、本市における教職員の研究奨励に関する制度です。本年度は、去る2月6日、48回目となる教育研究奨励賞授与式を挙行し、25人の受賞者には、一人一人に教育長から表彰状が手渡されました。また、授与式に先立って、受賞者のこれまでの研究成果をまとめ一冊に綴った研究物、これを指導課前の廊下に展示し、来庁者にご覧いただいたところです。本市教職員の最高の栄誉とされているこの賞は、昭和36年度から設けられたもので、学年・学級経営をはじめ、校内研修、教科、道徳、特別活動ほか22の分野において「研究及び実践等の実績が特に顕著であり、その成果がこれからの本市の学校教育の充実に寄与する」者を、学校教育部長を委員長とする選考委員会において慎重に選考し、受賞者を選定しています。今後も自己の研修はもとより、後進の指導に力を発揮し、千葉市の教育の発展に寄与する教職員であり、これからの千葉市の教育を担う方々を表彰しています。教職員の一人一人が自己の資質・力量を伸ばすことは重要な課題となっていますので、そのために、このような優れた教職員を称揚する制度がますます重要になってきていると考えます。

内山委員 この受賞対象者の要件として教職経験15年以上とありますが、今回の受賞者の経験年数はいかがでしょうか、若い人たちはどの程度いらっしゃるのでしょうか。

指導課長 年齢は40代後半から50代前半までで推移しています。

津田委員長 事務職の方が1人受賞されていますが、これまでもこうした例があるのでしょうか。

指導課長 事務職の研究分野も設けており、給食や事務など、いろいろな方々になるべく多く入っていただくような形にしています。

津田委員長 非常に励みになっていいことだろうと思いますが、先生方だけなのかと思って見ていましたので。

飯森教育長 教育現場にいる事務職や栄養士も入っており、教育功労賞と並ぶほどの大事な賞といえます。この賞は昭和36年に制定され、今年で46年目を迎えますが、他自治体の教育委員会で設けている同様の賞に比しても早い時期からの取組みで、当時から、学校現場を大事にするとの考え方が根付いていたものと考えております。

報告事項(4) 平成20年度千葉市教育委員会体育功労者表彰について

津田委員長 社会体育課長、報告をお願いします。

社会体育課長 報告事項(4)「平成20年度千葉市教育委員会体育功労者表彰

について」報告します。まず、表彰の目的ですが、スポーツ振興法第15条に基づき、年度各種目競技大会等で優秀な成績を収めた方及び千葉市内の地域社会または職場における体育の健全な普及・発展に貢献し、もって千葉市の振興に顕著な功績を挙げた方を表彰するものです。被表彰者は、2月5日に行われたスポーツ振興審議会で候補者が選考され、教育委員会で決定されたものです。表彰は平成21年3月1日、午前9時30分から千葉市生涯学習センターで開催される千葉市社会体育指導者講習会の席上にて行われます。被表彰者ですが、「功労者」は、それぞれの所属団体において、長年にわたりスポーツ活動の振興に献身的に貢献された12人の方々です。「優秀選手及び優良団体」は、国際大会や全国大会などで優勝された30人の方々と2団体です。なお、本件は市政だより3月15日号に掲載される予定となっています。

議案第3号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

津田委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第3号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」説明します。今回の改正は、千葉市立寒川小学校及び千葉市立新宿小学校の通学区域を変更するため、規則の一部を改正しようとするものです。改正に関わる通学区域中、マックスタワーレジデンス千葉のマンションについては、平成22年2月に158戸が完成予定で、現在、建築が進行中です。このマンションは新宿小学校の通学区域の中にありますが、新宿小学校及び新宿中学校は、近年、児童生徒数が増加しており、平成26年度には、新宿小学校においては、特別支援学級を含め、13学級の教室不足、新宿中学校においては、9学級の教室不足が見込まれます。一方、寒川小学校、末広中学校については、1小1中の学区であり、平成26年度時点でも寒川小学校で5教室、末広中学校で6教室の余裕教室が推計されます。両方の学校の豊かな教育環境を維持するという目的で、当該マンションを寒川小学校の通学区域へと変更するものです。別表第1「千葉市立末広中学校」の部、「千葉市立寒川小学校」の項中「末広1～5丁目」の次に「、神明町の一部」を加え、現在、神明町は全て新宿中学校の通学区域になっているため、同表「千葉市立新宿中学校」の部、「千葉市立新宿小学校」の項中「神明

町」の次に「(市立寒川小学校通学区域を除く。)」を加えます。
なお、この規則は、公布の日から施行することとします。

岩 沼 委 員 教育委員会では、新しいマンションの開発の度に、目の前の問題を解決するための対処を迫られていると思いますが、都市計画を行う市長部局と連携し、事前の相談又は協議、教育委員会が把握している現状との擦り合わせなど、どれくらい行っているのでしょうか。

学 事 課 長 これについては、市長部局とも関連を持って進めています。特に市長部局では、県の企業庁の土地等の関係があり、マンション建設は困るなどの要望を出していると聞いています。しかし、人口が集中する地域においては、一つのマンションだけを他の地域に学区調整するというケースが、過去も発生しています。今後、市長部局、また教育委員会の関連部署と連携を密に、十分事前調査をしながら進めていきたいと思っています。

岩 沼 委 員 事前相談が遅くになって来たということではなく、早い時点から相談を持たれているということですね。

学 事 課 長 はい。今回の案件についても、業者と教育委員会との間で、平成19年11月から事前調整、打ち合わせを行っています。企画課へも情報が入りますので、できるだけ早い段階から調整に取り組んでいます。

津 田 委 員 長 大型マンションが結構できていますので、なるべくきめ細かく、早い時期から調整をしていただきたいと思います。

議 案 第 4 号 平成20年度補正予算について

委 員 長 学校施設課長、説明をお願いします。

学校施設課長 議案第4号「平成20年度補正予算について」、市長に意見を申し出ることについて、千葉県教育委員会組織規則第8条第3号の規定に基づき議決を求めるものです。補正の理由ですが、国の平成20年度第2次補正予算成立に伴い、「安全安心な学校づくり交付金」及び「地域活性化・生活対策臨時交付金」を財源として受入れるため、平成21年度当初予算に予定していた校舎・屋内運動場の耐震及び改築に伴う事業費を、平成20年度予算に前倒しするものです。事業の執行は、当初の予定どおり平成21年度中になるため、併せて、繰越明許費の設定を行います。また、継続費の「花園中学校校舎改築事業」については、契約差金分の減額補正を行うものです。先ず、歳出予算ですが、校舎と屋内運動場の耐震補強に係る事業費は、大木戸小学校ほか4校の小学校

大規模改造事業費 1 億 4,900 万円と、若松台小学校ほか 36 校の小学校屋内運動場耐震補強事業費 10 億 4,196 万円、こ
てはし台中学校に係る中学校大規模改造事業費 260 万円と、天
戸中学校ほか 13 校に係る屋内運動場耐震補強事業費 3 億 6,7
36 万円で、耐震補強関係の事業費の合計は、15 億 6,092
万円です。次に、学校施設の改築に係る事業費ですが、緑町小学
校に係る小学校改築事業費 4,701 万 4,000 円と、花園中学
校及び松ヶ丘中学校に係る中学校改築事業費 3,855 万 4,0
00 円で、改築関係の事業費は合計 8,556 万 8,000 円です。
歳出予算の合計は、耐震・改築合わせて 16 億 4,648 万 8,
000 円の増額補正となります。これらの事業に係る歳入ですが、
事業を執行するための財源として、国の平成 20 年度第 2 次補正
予算に係る国費の受入れが 5 億 5,034 万円、市債が 10 億 8,
600 万円、一般財源が 1,014 万 8,000 円となります。一
般財源を除いた歳入総額は 16 億 3,634 万円の増額補正とな
ります。続いて、繰越明許費補正についてですが、歳出予算で説
明しました事業については、国の第 2 次補正予算を受入れるた
めの予算編成上の措置で、実際の執行は平成 21 年度となること
から、繰越明許費を設定し、予算を平成 21 年度に繰越するもの
です。繰越明許費の補正額は、総額で 16 億 7,292 万 3,000
円となります。続いて継続費補正についてですが、昨年 12 月に
契約しました、花園中学校の改築に伴う工事請負契約で、予算額
21 億円余りに対し、契約額が約 16 億円となったため、契約差
金分 6 億 3,892 万 5,000 円について、年割額の変更及び減
額の補正を行うこととなります。これらの補正予算を定めること
につき、市長に申し出るものです。

委員 建設工事など様々な前倒しをした部分もあり教育予算が突出
していますが、補正した分について、実際に出来上がって金額が
変更になり余ったりした場合にはどういう処置をするのでしょ
うか。

学校施設課長 予算残が発生した場合には、額にもよりますが、そのまま不用
として残ることもありますし、今回の花園中学校のように大きな
減額になった場合には、予算残が発生した段階で財政課と協議し、
減額して新たに振り替えるということもあります。

委員 予算の段階ではなく、結果的にそうなった場合のことをお聞
きしたのですが。

学校施設課長 結果的に年度末等で、既に他に回せない場合等について、特に学校施設の建設等については、市債がほとんどで、歳入に市債を持っていくこととなりますので、市債を発行するというところでの対応になるだろうと思います。

委員 さまざまな事業の中でそういう場面がたくさんあるのではないかと思うのですが、その都度協議などをして対応しているのでしょうか。

学校施設課長 予算に変更があった場合には財政当局と協議をして、財政課からの指示に従って対応しています。

委員 打瀬中学校の場合は、生徒数の推計と実数の関係で仮設校舎を作らなければいけないということになりますが、生徒数がピークを迎えるまで、現状の予算で対応できるのでしょうか。仮設校舎や第二グラウンドの整備について、各年度ごとに措置していただけるのでしょうか。

学校施設課長 打瀬中学校については、21年度予算に入れていますが、校舎はリースで考えており、来年度設計で1か月分を予算に計上しています。第二グラウンドについては設計しておりますが、フェンス等は来年度予算に計上せず、グラウンド表面の処理と排水経路の埋設のための予算となっています。

委員 以後、プラスされる可能性もあるのですか。

学校施設課長 第二グラウンドの使用内容により、防球ネットなど必要な設備について措置していくということになります。

議案第5号 平成21年度当初予算について

委員 長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案第5号「平成21年度当初予算について」、説明します。

平成21年度当初予算について、市長に意見を申し出ることにについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。本市の平成21年度当初予算、一般会計は、総額3,350億円、うち教育費は288億円、構成比で見ると8.6%となります。教育費を前年度と比較しますと、予算額で22億円の減、伸び率では-7.3%となります。減額の主な要因は、「中学校新設校建設事業費」、「小・中学校大規模改造事業費」、「高等学校校舎改築事業費」に係る事業費が減少したことなどによるものです。それでは、予算案の主要事業について、新規事業と拡充事業を中心に説明します。先ず、教育総務部です。

「学校図書室環境整備」については、児童生徒の夏季期間におけ

る読書活動を充実させるため、新たに、学校図書室にエアコンを設置するものです。次に、「地上デジタル放送対応」については、平成23年の地上デジタル放送への完全移行に向け、新たに、アンテナ工事やデジタルテレビなどを整備するものです。次に「打瀬中学校教育環境整備」については、打瀬中学校の生徒増に伴う教室不足やグラウンド狭小化の解消を図るため、新たに、仮設校舎や第二グラウンドの整備を行うものです。続いて、学校教育部です。「私学振興補助」については、教材費、教育設備費及び研修費などに対し助成を行うとともに、障害のある幼児の特別支援教育の充実や保護者の負担軽減を図るため、新たに、私立幼稚園に対する補助金を創設するものです。次に「幼稚園就園奨励費補助」については、国庫補助事業分の第1子の補助単価を引き上げるとともに、第2子以降の保護者負担を軽減するものです。次に「学校防犯対策」については、児童生徒の安全確保を図るため、防犯カメラシステムの設置を拡充するものです。次に「新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備」については、新学習指導要領の先行実施に対応して、新たに、理科・算数の実験・観察のための教材教具等を整備するものです。次に「小学校英語活動推進」については、全小学校の5年生・6年生を対象に、英語活動を推進するとともに、新たに、小学校英語活動における評価の在り方について実践・研究を行うものです。次に「スクールヘルスリーダー派遣」については、経験の浅い養護教諭の1人配置校等に、新たに退職養護教諭を、スクールヘルスリーダーとして派遣するものです。次に「中学校武道必修化に向けた地域連携実践」については、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、新たに、地域の指導者・団体等の人材や施設の活用を図りながら、指導方法の実践的開発を行うものです。次に「適応指導教室」については、不登校児童生徒の問題に対応するため、市内で4番目の適応指導教室として、ライトポート美浜を開設し拡充するものです。次に「外国語教育の充実」については、市立稲毛高等学校の英語教育強化のため、新たに、外部英語試験の受験や全国英語ディベート大会への参加等を行うものです。次に生涯学習部です。「公民館整備」については、地域における新たな生涯学習活動の拠点施設として、真砂公民館（仮称）やおゆみ野第二公民館（仮称）用地を取得するものです。次に「博物館整備」については、郷土博物館の旧プラネタリウム室を「平和資料室・近現代の千葉」の展示

室として改修し、歴史的資料を拡充するものです。最後に「南部青少年センター管理運営」については、安全な学習施設として管理するため、外壁などを改修するものです。以上が、教育委員会所管の平成21年度当初予算案です。

委員 保育所と幼稚園と、どちらを選ぶ人が多いのでしょうか。

学事課長 今、具体的な割合は示せないのですが、幼稚園児は約1万7千人おります。

委員 働いている女性も多くなりましたし、保育所でも長い時間子供を預かってくれるようになりましたので、保育所をお願いする人の方が多いのではないかと思いました。幼稚園にも行けるようにするという意味でも、「幼稚園就園奨励費補助」の制度があるのはいいですね。

学事課長 平成21年度の就園奨励費ですが、第1子については補助単価が上がり、第2子以降の保護者負担割合が軽減されました。

委員 教材については、第1子のお子さんが使われた教材を、次のお子さんもずっと使うことが多いのでしょうか。

学事課長 教材費補助については、就園奨励費とは別に、各幼稚園に補助を行っています。市の予算から拠出しているため、若干のシーリングがかかっていますが、継続していきたいと考えています。

委員 教材は、上のお子さんが使ったものを、次のお子さんも使うというようにするとよろしいかと思います。

教育長 私立幼稚園についての補助は、私学としての補助であり、幼稚園は県教育委員会の所管であるため、あくまでも幼稚園の主体的な経営の中で行われるものです。市としては、幼稚園協会に対して、今委員がおっしゃったようなご意見を申し述べさせていただこうと思います。

委員 NPO「ちば教育夢工房」についてその詳細と、郷土博物館の旧プラネタリウム室の改修をどのようにするのか、ということをお伺いします。

指導課長 新教育システム開発事業の一つとして、NPO「ちば教育夢工房」があります。これは、教員を辞められた方などを中心にした、学校支援のための人材派遣を行う組織です。現在、組織自体は出来上がり、NPOとしての認可申請を行うという段階です。学校では、教科指導の支援や、教室で座ってられない子どもたちがいる中での授業のお手伝い等、いろいろな支援を求めています。一方で、これから教員OBが増えてゆく中、まだまだ学校現

場で貢献したいという思いを持っている方も大勢います。そういった人達をマッチングするシステムを作るための組織です。

生涯学習振興課長 博物館の4階部分の整備について、説明します。郷土博物館については、平成19年7月末をもって、プラネタリウム投影を終了しました。その後、プラネタリウムについては、同年10月にオープンした千葉市科学館にて行っています。整備の内容ですが、プラネタリウム室として使用していた椅子等の機材が、現在もそのまま残っている状況であるため、これを改修し、「平和資料室・近現代の千葉」の展示室という形での利用を考えています。現在、4階部分は実質的に市民の皆さんにはご覧いただけない状況ですので、21年度に整備を行い、22年度の当初には供用開始したいと考えます。

委員 プラネタリウムのなくなった現在は、どのくらいの来場者があるのでしょうか。また、「平和資料室」に改修とありましたが、例えば、子ども達が学校の学習の一環で訪れるようになることなどを想定しているのでしょうか。

生涯学習振興課長 郷土博物館の入館者数ですが、18年度は約5万人、19年度は約4万1千人です。19年7月末でプラネタリウムが廃止となったことに伴い、プラネタリウムをご覧になりたい方は、科学館へ来場いただくようになったため、郷土博物館の入館者数は減少したものと思われまます。改修後の「平和資料室・近現代の千葉」の展示室という形での利用についてですが、戦前・戦中・戦後の千葉市の歴史を学ぶことは、学校教育の観点からも重要な要素であると考えます。その展示を通して、市内の小中学校の児童生徒が本市の歴史を正しく理解することができるように、学校とも連携を深めていきたいと思ひます。

委員 市長 市民の方に親しみを持ってもらえるような利用をお願いします。

委員 新規拡充によるもの以外の、主な増減理由を教えてください。

総務課長 まず、減額になった要因ですが、鎌取第三中学校（仮称）等の「中学校新設校建設事業費」が、20年度当初予算に比べ約25億円の減、「小・中学校大規模改造事業費」が約4億円の減となりました。これは、21年度に予定していたものが、20年度補正予算において前倒しになったために、減額となったものです。市立千葉高等学校の「高等学校校舎改築事業費」についても、約3億6千万円の減となります。反対に、増額となったものとして

は、「中学校校舎改築事業費」で約9億8千万円、学校図書室にエアコンを設置する「学校図書室環境整備」が約1億円の増額となります。

委員 長 先に、大きく変わったところを重点的に説明いただいてからですと分かりやすいですね。

委員 文言についてですが、要望と言ってもよいのですが、協働が必然的になってきた社会の中で、例えば、「夢広がる学校作りの推進」の項目に、地域の社会人を「活用する」とありますが、このような表現はいかがなものかと思えます。このような表現は、協働の際の意識の持ち方につながるのではないかと思えます。

指導課長 表現については、今後検討させていただきたいと思えます。ただし、我々としては、もちろん「使う」といった意味では全くなく、この事業は、社会人の方に学校へ来ていただいて、社会人の方々の力をお借りするという事で考えております。

委員 計画等に文章化されると、そういった誤解を招くこともあるかと思えます。協働において、お互いに気持ちよく活動していくための基礎的なものですので、立場ごとの言葉・文字の使い方について、もう一度見直していただきたいと思えます。

議案第6号 千葉県学校医、学校歯科医、学校薬剤師設置条例の一部改正について

委員 長 保健体育課長、説明をお願いします。

保健体育課長 議案第6号「千葉県学校医、学校歯科医、学校薬剤師設置条例の一部改正について」説明します。この議案は、学校保健法の一部を改正する法律が平成21年4月1日から施行されることに伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正するよう市長に申し入れることについて、議決を求めるものです。今回の法改正に伴い、法律名が「学校保健法」から「学校保健安全法」に改められることに伴い、本条例の第1条中の名称、「第16条第1項及び第2項」を「第23条第1項及び第2項」に、平仮名表記の「おく」を漢字表記の「置く」に改めるものです。また、第4条中「法第16条第3項」を、「法第23条第3項」に、平仮名表記の「もの」を漢字表記の「者」にそれぞれ改めるものです。近年の児童生徒の健康安全を取り巻く状況の変化に伴い、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について、整備充実を図ろうとするものです。

